

平成29年度羽村市市民提案型協働事業

はむら市民ギャラリー

はむら市民ギャラリーは文化芸術の振興を目的に市民が自主的に管理・運営する市民ギャラリーです。

第十五回作品展

「増田常夫 伝統芸能面展」

作者は地域活動しながら数多くの芸能面を制作してきました。

郷土の歴史ある行事を思い起こしながら楽しんでください。

日時 8月20日(日)～27日(日)の午前10時～午後5時(最終日は午後3時まで)

※8月21日(月)は休館日です。

会場 コミュニティセンター2階談話ホール

問合せ 市民ギャラリー運営委員会(伊藤)

☎090-6533-0229

平成29年度羽村市市民提案型協働事業

吉田俊道さんの講演会 パワー野菜が子どもを変える！

生ごみのリサイクルで土が変わる！

野菜が変わる！子どもが変わる！

「集中できない・すぐキレる・根気がない」最近このような子どもが多くなってきたと言われています。

この原因の1つが「食」ではないかと疑われています。食と環境がつながっている事を学び、心身共に健康になる鍵を手に入れましょう。

講師 吉田俊道さん(NPO法人大地)

地といのちの会理事長・農学修士

※一時保育(2歳～未就学児)を希望の方は、8月30日(木)までに電話または直接地域振興課市民活動センター係(☎632へ)土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

主催 生ごみ堆肥化めぐみネット・羽村

問合せ 生ごみ堆肥化めぐみネット・羽村(関)

☎554-9488

日時 9月10日(日)午後1時30分～4時

会場 ゆとろぎ小ホール

定員 150人(先着順)

※直接会場へお越しください(子ども・乳幼児同伴可能)。

入場料 無料

講演会

ひきこもりの長期化の問題点・必要とされる支援

ひきこもりに悩むさまざまな家族や本人への訪問相談をはじめ、多くの若者への支援者として豊富な経験を持つ講師が、ひきこもりの問題点や保護者による対応方法、具体的な訪問・就労支援の現状について実体験を交えて話します。

ひきこもりに悩む家族や支援者に限らず、この問題に関心のある多くの方の参加をお待ちしています。

日時 9月9日(土)午後1時30分～3時30分

会場 ゆとろぎレセプションホール

定員 50人程度(先着順)

講師 河野久忠さん(NPO法人青少年自立援助センター常務理事)

※直接会場へお越しください。

問合せ 児童青少年課児童青少年係(☎262)

第16回創業支援セミナー「集客力UP!売上UP!」

事例から学ぶイベント出店のポイント

同じイベントに出店しながらも、お客さんでにぎわうブースと、お客さんが通り過ぎてしまうブース、両者の違いはどんな点なのでしょう。

事例を紹介しながら、確実に集客につなげる商品力・価格設定・接客方法について学びます。ポイントを押さえて準備を行い、集客力・売上UP! イベント出店を100%満足のいくものにしていきましょう。

定員 20人(先着順)

費用 無料(交流会参加の方は500円)

講師 浅川絢子さん(HerbNet代表)

申込み・問合せ 9月7日(木)までに「住所・氏名・連絡先・交流会の参加可否」をファクスまたはEメールで産業振興課商工観光係(☎665へ)FAX579-2590

☎s206000@city.hamura.tokyo.jp

日時 9月9日(土)第一部：午前10時～正午、第二部(交流会)：午後0時10分～1時

会場 産業福祉センターiホール



農業委員会委員の任命

農業委員会委員の任期満了に伴い、市議会の同意を得て、次の方が農業委員会委員に任命されました。任期は平成29年7月20日～平成32年7月19日です。



▲石田正弘会長

■農業委員会委員一覧

職名	氏名
会長	石田 正弘
会長職務代理者	清水 亮一
委員	大野 元雄
委員	小作 裕徳
委員	中村 勝司
委員	下田 邦男
委員	新井 敏行
委員	櫻沢 富士夫
委員	石田 博重

農業委員会は、農地保全・農業振興の両面から羽村市の農業を支えていきます。
問合せ 産業振興課農政係④661

工事に伴い「はむらん」の一部のバス停が

使用できなくなります

市道第6117号線（根岸街道）拡幅工事の実施に伴い、工事期間中、昼間は車両通行止めとなることから、コミュニティバス「はむらん」の一部のバス停が終日使用できなくなります。ご不便をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。

迂回期間 8月21日(月)～平成30年1月12日(金)

※羽村西コース「奈賀会館」「禅福寺入口」バス停は期間中利用できません。



▲「奈賀会館」バス停



▲「禅福寺入口」バス停

※「シルバー人材センター」バス停は、羽村第一中学校テニスコート向いに臨時バス停を設置します。
問合せ 都市計画課住宅・交通係④276
／工事について：土木課道路管理係④295

はい！「光回線の乗り換えって？」



相談事例

先日、電話会社の人にインターネットの回線速度が速くなり、通信料も安くなると言われ、書面に名前や生年月日を記入しました。その後、言われたとおりインターネットで、転用承認番号（光回線のお客番号）を取得したところ、後日光回線の契約がほかの電話会社に変更になっていることがわかりました。電話会社を元に戻したいのですがどうしたらよいですか？

アドバイス

電話勧誘や訪問販売、投げ込みチラシなどで「電話代が安くなる」「スマホとセットにすれば割引に」という説明を受け、よくわからないまま光回線の契約をしようとするケースが増えていきます。光電話やインターネットをつなぐ光回線のサービスは、これまでNTT東（西）日本が占有していました。平成27年2月から自前の光回線設備を持たない会社でもNTTなどの回線網や設備を借り受けて、光卸売業者として光サービスの提供ができるようになりました。光回線サービスのようない架線工事を伴うものではなく、IDや

電話番号を変えずに、契約先を光卸売事業者に変更する（乗り換える）ことができます。契約内容によっては今まで使用していたメールアドレスやオプションサービスが利用できなくなる場合や、転用後に元に戻したい、あるいは別の事業者に移り換えたいときには、電話番号の変更、契約解除料や工事が必要になることがあります。

対処法

勧誘時の説明内容がよくわからない時は、きっぱり断るか、一旦保留にして、必ず相手の連絡先をメモに残しておきましょう。困ったときは、家族や友人・知人、消費生活センターへ相談しましょう！

契約して8日以内であれば、初期解除制度によって電気通信サービスの契約解除ができます。8日を過ぎて、書面が渡されていない場合や説明に嘘があれば、契約解除ができることもあります。ただし、スマートフォンなど機器の解除はできません。また、解除までに使用した通信料や工事費、事務手数料がかかることもあります。
問合せ 消費生活センター④641